

平成 26 年 第 1 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成 26 年 3 月 28 日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成26年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	4
竹内脩管理者開会のあいさつ	4
諸般の報告	6
議事日程の報告	7
議案第4号 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号）について	8
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	8
議案第4号採決	10
議案第5号 平成26年度枚方寝屋川消防組合予算について	11
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	11
石村淳子副議長の質疑	14
丹羽隆総務部長の答弁	15
議案第5号採決	17
議案第6号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する 条例の制定について	17
議案第7号 枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の制定について	18
議案第8号 枚方寝屋川消防組合一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する 条例の制定について	18
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	18
議案第6号採決	21
休憩（午前10時54分）	21
再開（午前10時54分）	21
第7号、第8号採決	21
休憩（午前10時55分）	21
再開（午前11時00分）	21
議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防長及び消防署長の資格を定める 条例の制定について	21
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	22
議案第9号採決	22
議案第10号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について	23
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	23
議案第10号採決	24
議案第11号 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する 条例の一部改正について	24
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	24

議案第11号採決	25
議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員賞じゆつ金支給条例の一部改正について	25
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	25
議案第12号採決	26
議案第13号 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（建築工事）	
請負変更契約の締結について	26
議案第14号 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（電気設備工事）	
請負変更契約の締結について	26
議案第15号 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（機械設備工事）	
請負変更契約の締結について	26
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	26
第13号、第14号、第15号採決	28
一般質問	28
田中久子議員の質問	28
南海トラフ巨大地震に伴う被害想定を受けての対策について	
古川逸郎警防部長の答弁	30
田中久子議員の再質問	30
南海トラフ巨大地震に伴う被害想定を受けての対策について(要望)	
前田富枝議員の質問	31
全署所への救急車の配備について	
丹羽隆総務部長の答弁	32
前田富枝議員の再質問	32
全署所への救急車の配備について	
岡本治康消防長の答弁	32
前田富枝議員の再質問	33
全署所への救急車の配備について(要望)	
竹内脩管理者閉会のあいさつ	33
山崎菊雄議長閉会のあいさつ	33
閉会（午前11時41分）	34

平成 26 年 3 月 28 日（金）

平成 26 年 第 1 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成26年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成26年3月28日（金）

出席議員（15名）

1番	井川 晃一	8番	千葉 清司	14番	宮本 正一
2番	石村 淳子	9番	野々下 重夫	15番	村上 順一
3番	岡林 薫	10番	野村 生代	16番	山崎 菊雄
5番	木村 亮太	11番	福留 利光		
6番	高橋 伸介	12番	藤田 幸久		
7番	田中 久子	13番	前田 富枝		

地方自治法第121条による出席者

管理者	竹内 脩	枚方消防署長	荒木 秀隆
副管理者	馬場 好弘	枚方東消防署長	角石 信宏
副管理者	奥野 章	寝屋川消防署長	分林 新吾
会計管理者	福井 宏志	総務部 参事	古川 昌純
消防長	岡本 治康	警防部 参事	宮崎 洋道
消防次長	藤中 明広	予防部 参事	幸 徹
消防次長兼警防部長	古川 逸郎	枚方市市民安全部長	佐藤 伸彦
総務部長	丹羽 隆	寝屋川市理事兼危機管理監	
予防部長	山本 秀行		久本 歩

議 事 日 程（平成26年3月28日 午前10時00分開会）

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 議案第4号 | 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号）について |
| 日程第3 | 議案第5号 | 平成26年度枚方寝屋川消防組合予算について |
| 日程第4 | 議案第6号 | 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第7号 | 枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第8号 | 枚方寝屋川消防組合一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第9号 | 枚方寝屋川消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第10号 | 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第11号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（建築工事）請負変更契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（電気設備工事）請負変更契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（機械設備工事）請負変更契約の締結について |
| 日程第14 | 一般質問 | |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 足立隆儀

(午前10時00分)

○議長（山崎菊雄君） おはようございます。

本日は、枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、年度末何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、平成26年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者のあいさつをお受けします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） おはようございます。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成26年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、両市議会終了後、大変お疲れのところ、また早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、異常気象による災害が全国的に頻発しており、枚方・寝屋川両市においては、昨年9月の台風18号がもたらした記録的な集中豪雨により、多くの地域で浸水被害が発生し、市民生活に深刻な影響を及ぼしました。

また、近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震については、大阪府が府域の被害想定を公表し、枚方・寝屋川両市域においても甚大な被害の発生が想定されています。

一方、多数の死傷者が発生した昨年2月の長崎市の認知症高齢者グループホーム火災や8月の福知山市の花火大会での火災等を教訓として、消防法令等が見直され、これまでの基準や制度が強化されるなど、火災にあっても、特異化、複雑化する傾向にあります。

このように、いつどこで起こるかわからない様々な災害に対応していくためには、平素からの危機管理体制の確立や市・消防団等との連携の強化が必要であり、来年度は、ハード・ソフト両面における具体的な減災対策に取り組んでまいり所存であります。

また、第3次将来構想計画の折り返しの年度となるため、次期将来構想計画を見据えながら、これまでの施策や事業の検証と評価をしっかりと行い、「安全で安心して暮らせるまち」の実現をめざしてまいります。

こうした本消防組合を取り巻く環境と課題を踏まえながら、本定例会にあたりまし

て、平成26年度の主要施策についてご説明させていただきます。

また新消防本部庁舎建設につきましては、先月の臨時会以降、地元の皆様に対し建設工事の概要等について説明させていただいた後、早速、工事を開始したところであり、今後の進捗状況等につきましては、消防情報システムと消防救急デジタル無線整備も併せて、消防組合議員の皆様に適宜説明していきたいと考えておりますので、お聞き取り方よろしくお願いいたします。

また、本消防組合と交野市消防本部との消防指令業務の共同運用につきましては、事務委託に係る規約の制定をはじめ運用基準や取り決め事項の策定など平成27年度のスタートに向け準備を進めているところであり、このことにつきましても、早い段階で議員の皆様にお示ししていきたいと考えております。

次に、震災対策への取り組みといたしまして、大震災により消火栓等が使用不能となった場合や山林火災等の大規模火災における消防水利を確保していくため、平成7年の阪神淡路大震災を契機に構築しました遠距離大量送水システムの源となるフロートジェットポンプの老朽化に伴い、それに代わる「ハイドロサブシステム」の配備を予定しております。

また、当該システム機器につきましては、マンホールにも入る大きさのため、近年の集中豪雨による浸水対策にも活用していきたいと考えております。

ソフト面の対策といたしまして、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域の防災力を強化していくため、消防・救急・防災のバイブルとなる「防災のてびき」を作成し、枚方・寝屋川両市の全世帯に配布していきたいと考えております。

この「てびき」につきましては、日頃の火災予防や救急処置をはじめ大震災や突発的な集中豪雨等への対応など枚方・寝屋川両市の状況を反映したオリジナルのものを予定しており、また、住宅用火災警報器の設置啓発や維持管理、家具転倒防止措置等についても掲載してまいります。

増え続ける救急需要への対策としまして、第3次将来構想計画における全署所への救急車の配備計画に基づき、本年4月1日から長尾出張所及び西出張所において救急業務の運用を開始します。

また、小・中学校や高校の児童・生徒を対象とした救命講習を計画的に実施していく中で、来年度は枚方・寝屋川両市の教育委員会とともに小学4年生から6年生を対象に胸骨圧迫のみの心肺蘇生法を授業の一環として順次行う所存であります。

この取り組みを通じて、自分や他人の命を大切にすることを育む教育の一助となることを期待するところであります。

今後も、市民生活に身近な救急につきましては、様々な工夫を凝らしながら、「5分救急」体制の整備や救命率の向上に努めてまいります。

以上のとおり、本消防組合では、来年度に様々な施策や事業を予定しておりますが、今後も全員協議会等を積極的に活用し、議員や市民の皆様への説明責任を果たしながら、実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、平成25年度消防組合補正予算、平成26年度消防組合予算、新消防本部庁舎建設に係る変更契約の締結、各種条例の制定や一部改正など12件の議案を提案させていただきます。

平成26年度予算につきましては、新消防本部庁舎建設など多額の経費を要する事業に取り組んでいく中で、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営を図る観点から編成しておりますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願いいたします。

今年度は、消防組合議会定例会に加え、臨時会を4回開催させていただき、議員の皆様のご労苦に深く感謝申し上げますとともに、議員の皆様におかれましては、引き続き、温かいご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山崎菊雄君） 管理者のあいさつが終わりました。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（足立隆儀君） ご報告申し上げます。

本日の会議のただいまの出席議員は15名です。4番北川議員から欠席の届出がされております。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成25年度平成26年1月分及び2月分をお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山崎菊雄君） ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。

1 番 井川議員 、 12番 藤田議員

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をさせます。

○事務局長（足立隆儀君） 議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 平成26年度枚方寝屋川消防組合予算について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 枚方寝屋川消防組合一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 枚方寝屋川消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第10号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第11号 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第13号 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（建築工事）請負変更契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第14号 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（電気設備工事）請負変更契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第15号 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（機械設備工事）請負変更契約の締結について |
| 日程第14 | 一般質問 |

以上です。

○議長（山崎菊雄君） ただいまの議事日程により、本日の会議を進めてまいります。
それでは初めに、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
次に、日程第2 議案第4号 平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号）
についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただいま上程いただきました議案第4号平成25年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号）の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしまして、職員数の変動に伴います職員給与等の精算と、退職者の増加によります退職手当の増額、さらに工事請負費や長期債利子等の減額などを合わせまして、増額補正をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,561万8千円を追加しまして、補正後の総額を75億3,009万3千円とするものでございます。

次に第2条 地方債の変更につきましては、議案書3ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」によりご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の4億1,330万円から、1,630万円減額いたしまして、3億9,700万円に変更するものでございます。

続きまして6ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容について、ご説明申し上げます。

まず歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金について、1,870万5千円の増額をお願いするものでございます。

内訳といたしまして、枚方市負担金を、1,219万5千円、寝屋川市負担金を、839万6千円それぞれ増額、交野市消防情報システム共同整備負担金を、整備に係る契約確定に伴いまして、188万6千円減額するものでございます。

続きまして、第3款 府支出金、第1項 府負担金を、8万9千円減額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しています、本消防組合職員1名の、今年度の人件費相当額の精算による減額でございます。

次に、第6款 諸収入、第2項 雑入を、11万1千円減額するものでございます。これは、本消防組合から両市へ派遣しています再任用職員の、今年度の人件費相当額の精算による減額でございます。

第7款 組合債、第1項 組合債を、1,630万円減額するものでございます。これは、消防自動車購入及び消防救急デジタル無線整備に係る契約確定に伴いまして、減額するものでございます。

第8款 繰越金、続きまして8ページをお開き願います。

第1項 繰越金でございますが、これは平成24年度歳計剰余金8,341万3千円を新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書10ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を、9,596万8千円増額するものでございます。

まず、人件費でございますが、給料では、職員数の変動などにより、3,880万円の減額、職員手当等では、勸奨退職者13名分の退職手当の増額と、その他の手当を差引いたしまして、1億9,184万8千円増額するものでございます。

13ページに移りまして、共済費では、職員変動等に伴いまして、1,309万8千円を減額し、これら人件費総額といたしましては、1億3,995万円増額するものでございます。

委託料では、消防情報システム及び消防救急デジタル無線整備実施設計委託料、並びに消防総務事務業務委託料の契約確定に伴いまして、2,708万円減額するものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金を、17万7千円減額するものでございます。これは、構成市の枚方市から消防組合へ派遣されております職員（2名分）の、人件費相当額の精算によるものでございます。

工事請負費では、消防庁舎工事の契約確定に伴いまして、733万円減額、続きまして15ページをお開き願います。

備品購入費では、消防車両購入の契約確定に伴いまして、899万5千円減額するも

のでございます。

第4款 公債費、第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算によりまして、1,035万円減額するものでございます。

17ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、24ページに「地方債に関する調書」を、26ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め。

丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） 先ほど、工事請負費、消防庁舎工事の契約確定に伴いまして、733万と申し上げました。773万に訂正させていただきます。

申し訳ございません。

○議長（山崎菊雄君） それでは改めまして、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたしま

す。

次に、日程第3 議案第5号 平成26年度枚方寝屋川消防組合予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただいま上程いただきました議案第5号「平成26年度枚方寝屋川消防組合予算」につきまして、別冊の予算書に基づき提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、構成両市におきまして依然厳しい財政状況が続く中で、平成27年度供用開始に向けた新消防本部庁舎建設、消防情報システム整備、消防救急デジタル無線整備、及び市民生活の安全と安心の確保を第一義に、効率的、効果的な消防行政運営を図るため、「第3次将来構想計画」に基づく各施策の諸経費を、計上させていただいたものでございます。

それでは、別冊の予算書により、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ97億6,748万8千円と定めるものでございます。

内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 債務負担行為をご覧ください。

平成24年度から29年度まで設定しておりました、AED・財務会計端末機器賃貸借と消防業務のアウトソーシング事業につきまして、消費税率改定による増額分を、新たに追加設定したものでございます。

次に、第3表 地方債でございますが消防防災施設整備事業といたしまして限度額22億5,800万円を計上しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

恐れ入ります。5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明

を申し上げます。

まず総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに97億6,748万8千円でございます。

前年度と比較いたしますと、23億6,631万6千円の増額、率にしまして32%の増になっております。

これは、新消防本部庁舎建設、消防情報システム・消防救急デジタル無線整備に係る経費が、合計で約27億5千万円となりますことが主な要因となっております。

それでは歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金は、構成両市における、平成25年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする、負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防情報システム共同整備に係る経費を加えました合計が、70億4,063万1千円の負担金となっております。

その内訳は、枚方市負担金が41億9,689万1千円で、対前年度比3,299万8千円、0.8%の減となっております。按分比率は59.8666%でございます。

寝屋川市負担金は28億2,651万1千円で、対前年度比314万7千円、0.1%の増となっております。按分比率は40.1334%でございます。

消防情報システム共同整備に係る交野市の負担金は、1,722万9千円でございます。

次に第2款 使用料及び手数料 第1項 使用料は、電柱の使用料として9千円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして951万1千円の収入を見込んでおります。

次に第3款 国庫支出金 第1項 国庫補助金は、消防情報システム及び消防救急デジタル無線整備と、本部救助工作車1台、消防ポンプ自動車2台の購入にかかります消防防災施設整備費等補助金としまして、4億1,479万2千円の収入を見込んでおります。

次に18ページをお開き願います。

第4款 府支出金、第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします、本消防組合職員1名の人件費相当額、817万5千円を、第2項 府補助金は、ヘリコプ

ター運営補助金としまして、569万6千円を見込んでおります。

次に、第5款 財産収入 第1項 財産売払収入20万円、第6款 寄附金 第1項 寄附金 100万円、第7款 諸収入 第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

第2項 雑入は、防火管理講習会の受講料収入や自動車損害賠償保険収入などで、380万3千円の収入見込みに加えまして、再任用職員の構成両市と枚方市民病院への派遣に伴う人件費相当額4名分、2,516万1千円、合わせまして、2,896万4千円を計上しております。

次に、20ページをお開き願います。

第8款 組合債 第1項 組合債は、22億5,850万円を計上いたしまして、対前年度比19億5,770万円、650.8%の増となっております。

この内容といたしましては、新消防本部庁舎建設、消防情報システム整備、消防救急デジタル無線整備の3事業と、消防自動車の購入にかかります消防防災施設整備事業債でございます。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費 第1項 議会費344万4千円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 112万4千円は特別職の報酬などでございます。

次に、26ページをお開き願います。

公平委員の報酬及びその運営に要する経費でございます。

第2項 監査委員費 33万5千円は監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費 第1項 消防費は、94億4,367万5千円で、前年度と比較しまして、23億3,943万2千円の増額となっております。

その主な予算内容をご説明申しあげます。33ページをお開き願います。

新規事業としまして、「防災のてびきの全戸配布」事業経費として993万4千円、「PUSHいのちの授業」関連経費を応急手当普及啓発経費として497万3千円、予算計上

しております。

次に43ページをお開き願います。

新消防本部庁舎建設工事の平成26年度分としまして、8億438万2千円、消防情報システム整備費としまして、13億3,175万円、消防救急デジタル無線整備費としまして、5億9,855万6千円、合わせまして27億3,468万8千円の予算を計上しております。

また、その他投資的経費としてポンプ車2台、本部救助工作車1台、遠距離大量送水車1台の消防車両購入経費を計上しております。

恐れ入りますが、37ページにお戻り願います。人件費につきまして、職員給は25億3,960万9千円で、世代交代などによる職員変動に伴いまして、6,049万3千円の減額、また、退職手当は4億4,990万円で、定年退職者が前年度に比べ7名減少することによりまして、2億2,960万円の減額となり、人件費総額といたしまして3億2,262万7千円の減額となっております。

次に42ページをお開き願います。

第4款 公債費 第1項 公債費でございます。

公債費は、新規発行分及び既存借入分に要する元金及び利子としまして、3億891万円で、対前年度比2,690万6千円の増額となっております。

次に44ページをお開き願います。

第5款 予備費 第1項 予備費 1千万円は、科目設定でございます。

最後に48ページ以降に給与費明細書、54ページに債務負担行為に関する調書、55ページに地方債に関する調書を添付いたしております。

内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、58ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。石村副議長。

○副議長（石村淳子君） ただいまご提案がありました、議案第5号 平成26年度枚方寝屋川消防組合予算について質問をさせていただきます。

予算書35ページの組織体制整備事業経費として、58億4,653万7千円が計上されていますが、37ページの(2)職員給与管理費57億6,530万3千円のうち、(ウ)職員給与25億3,960万9千円についてお聞きします。

この予算はすでに、2年前の予算より1億円も減っています。本給与の職員数は、予算書には653名と記載されていますが、この間、本消防組合が進めてきた第3次将来構想計画の平成24年から27年の4カ年の計画では、26年度4月時点で650人となっています。

しかし、この人数には、消防学校に入り、訓練及び初任教育中の職員は含まれないとお聞きをしていました。

この計画から考えると、本予算書の653名から26年度の新規採用26名分を差し引いた職員数、627名が本来の数字となります。

この数字は既に、26年度の計画数を650名を23名も上回っています。これは必要消防力として定められた第3次将来構想計画以上の削減を行ったということであり、この人数で本当に、枚方・寝屋川両市民の命と安全を守れるのか、甚だ疑問を感じます。

そこでお聞きをいたします。私はこうした職員削減計画である第3次将来構想計画に関し反対をしてきましたが、これまでどのような採用計画をもって新規職員を雇用してきたのか、第3次将来構想計画との整合性をどのように判断されたのかお伺いいたします。

○議長（山崎菊雄君） 答弁を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） 採用計画及び第3次将来構想計画における人員数との兼ね合いについてお答え申し上げます。

本消防組合では、第3次将来構想計画の中で必要な消防力(職員数)を明らかにした上で、平成24年度から平成27年度までの4年間にわたる職員採用計画を示しています。

当該計画では、後年度の年齢構成の平準化に配慮しながら、定年退職に伴う職員の不足数を計画的に採用していくことを基本として、毎年26人の新規職員を採用しているところです。

そうした中で、採用計画策定時の見込み数よりも定年前早期退職に加え、今年度は若手職員の普通退職者等が発生し、予想以上に必要消防力を下回る状況となっていますが、消防力を補うため再任用職員や臨時職員など多様な雇用形態を取り入れ、市民サービスの水準確保に努めているところです。

以上でございます。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。石村副議長。

○副議長（石村淳子君） ご答弁ありがとうございます。

毎年26名の新規職員を採用してきたが、職員採用数よりも、定年前の早期退職、若手職員の普通退職が発生して、予想以上に人数が足りなくなったということです。

不足した消防力を、再任用職員や臨時職員等で市民サービスの水準確保に努めるということです。

正規職員の不足分を再任用職員等の補充で、本当に市民の命と安全が守りきれられるのでしょうか。予想以上の退職者が出たということは理解いたしますが、本来の採用計画にも、こうしたイレギュラーな人数について、盛り込むべきだったのではないのでしょうか。

結果的には平成26年度予算における人員は、既に前倒しで削減され、平成27年度の削減数よりも大幅に削減されているということですから、そもそも計画の、26名の新規採用では足りないということではないのでしょうか。

計画そのものを見直し、早急に採用人数を増やす必要があります。

現時点で、職員不足に対する対策が講じられているのか、また、平成28年度以降の採用計画について、この慢性的な人員不足を解消するための施策が必要ですが、どのようにお考えなのか、再度お尋ねいたします。

○議長（山崎菊雄君） 答弁を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） 採用についての現時点での対応及び次期将来計画についてお答え申し上げます。

本消防組合では、職員採用計画に従い次年度の職員採用者数を確定していくにあたり、毎年度、構成両市との協議を行っているところであり、平成27年度の職員採用者数につきましては、これから調整を行うことになっています。

来年度は、4年目となる第3次将来構想計画をしっかりと検証し、その結果を反映しながら、今後の職員採用計画を含め次期将来構想計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。石村副議長。

○副議長（石村淳子君） ご答弁ありがとうございました。

平成26年度はこのまま再任用職員等で頑張るが、平成27年度以降は、これから調整して考えていくという風に理解をいたしました。

しかし、現時点でもすでに職員が不足しているのに、本当に必要な消防力を確保していると言えるでしょうか。

職員数は前年度の641人から15人も減り、626人というのは納得できるものではありません。

事前にご提出いただきました資料でも、この10年で76人もの消防職員が減らされています。

東日本大震災から3年が経ちましたが、未だに仮設住宅に住んでおられる方も多く、あの時と同じ地震が起きればどうなるのか、毎日不安を抱えておられます。

近い将来、東南海・南海地震が起きると予測されていますが、大震災にも対応できる消防力、消防職員数の確保が必要です。

第3次将来構想計画を検証し、その結果を反映して、次期計画を策定するとしていますが、第3次将来構想計画の削減職員数の数字以上の削減が行われているのは、結果として明らかです。

そのことをしっかりと受け止め、対策を講じることが、必要です。

消防行革で現場の職員数を削減するのではなく、市民の命と安全を守る職員を、早急に確保するよう、強く要望して質問を終わります。

○議長（山崎菊雄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4 議案第6号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に

関する条例の制定について、日程第5 議案第7号 枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第6 議案第8号 枚方寝屋川消防組合一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の制定についての3案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただいま上程いただきました議案第6号、第7号及び第8号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の3件の条例制定の趣旨でございますが、現在、消防組合議員並びに非常勤職員の報酬及び費用弁償の額や支給方法につきましては、「枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」で定めております。

平成20年に地方自治法の一部が改正され、議員の報酬等に関する規定が他の特別職の非常勤職員の報酬等に関する規定から分離されたこと。また、非常勤職員を特別職と一般職の位置付けを明確にするため、現行の「枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を廃止し、新たに「消防組合議員」、「特別職非常勤職員」及び「一般職の非常勤職員」の報酬等に関する条例をそれぞれ区分し制定するものでございます。

それでは、議案第6号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書27ページをお開き願います。

本議案につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それぞれの条文につきまして、順次ご説明いたしますので、議案書の28ページをお開きください。

第1条は趣旨を、第2条は、報酬の額を別表で定めるものでございます。

また支給月及び就職又は離職をした場合の日割り計算の方法などについて規定したものでございます。

第3条では、議員報酬の減額について、第4条では、費用弁償の種類並びにその額及び支給方法について定めるものでございます。

附則としまして、施行日を平成26年4月1日とするものでございます。

なお、30ページには第2条の別表としまして、議員報酬の区分及び月額を定めてお

ります。

次に、議案第7号 枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、31ページをお開き願います。

本議案につきましても、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、それぞれの条文につきまして、順次ご説明いたしますので、議案書の32ページをお開きください。

第1条は趣旨を、第2条は、報酬の額を別表で定めるものでございます。

また支給月及び就職又は離職をした場合の日割り計算の方法などについて規定したものでございます。

第3条は、報酬の減額の規定でございます。

第4条は、報酬の一時差止めの規定でございます。

第5条は、費用弁償の種類並びにその額及び支給方法について定めるものでございます。

第6条は、委任について規定したものでございます。

次に、附則の第1条は、施行日を平成26年4月1日とするものでございます。

第2条は、現行の枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する規定でございます。

第3条は、平成25年11月1日施行の「枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬、非常勤の職員の報酬及び費用弁償の特例に関する条例」について、同条例の題名を「枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償の特例に関する条例」に改め、字句の整備を行うものでございます。

なお、36ページには第2条の別表としまして、正副管理者、監査・公平委員、その他の特別職非常勤職員の報酬の月額を定めたものでございます。

次に、議案第8号「枚方寝屋川消防組合一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の制定について」ですが、恐れ入りますが、議案書の37ページをお開きください。

本議案につきましても、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本議案は、非常勤職員を特別職及び一般職としてそれぞれ位置づけを行うことに伴いまして、一般職の非常勤職員の報酬と費用弁償、勤務時間と休暇等につきまして、条例により明文化するものでございます。

それでは、それぞれの条文につきまして、順次ご説明いたしますので、議案書の38ページをお開きください。

第1条は趣旨を、第2条は任期を規定したものでございます。

第3条で報酬の種類を、第4条は基本となる報酬の額や支給方法を、第5条では報酬の減額についてそれぞれ規定したものでございます。

第6条は時間外勤務における報酬。

続きまして40ページをご覧ください。第7条は休日勤務における報酬、第8条及び第9条では時間単価や時間計算の方法について、また、第10条から第12条におきましては、通勤及び出張旅費に係る費用弁償を規定したものでございます。

続きまして、第13条は勤務時間について1週間あたり31時間を超えない範囲で定めるものとし、第14条から42ページにございます第17条においては、週休日の設定や勤務時間の割振り、また、振り替えや休憩時間等を規定したものでございます。

次に、第18条は休日を、第19条では休暇について、それぞれ定めているところでございます。

第20条は損害賠償規定、第21条は委任規定でございます。

43ページには、附則といたしまして、第1条で施行日を平成26年4月1日とし、第2条の「枚方寝屋川消防組合消防職員勤務時間等に関する条例の一部改正」では、今回の条例制定に伴いまして、消防職員の勤務時間等条例における字句の整備を図ったものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより3案件それぞれについて、採決いたします。

まず議案第6号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に議案第7号 枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について原案のとおり決することに。

暫時休憩いたします。

（午前10時54分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（山崎菊雄君） 再開いたします。

次に議案第7号 枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に議案第8号 枚方寝屋川消防組合一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の制定について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（山崎菊雄君） 再開いたします。

次に、日程第7 議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただいま上程いただきました議案第9号「枚方寝屋川消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の44ページをお開きください。

本議案につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在、消防長及び消防署長の資格は、「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」で規定されていますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、消防組織法第15条が改正され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとなり、本案の制定をお願いするものでございます。

制定の内容でございますが、議案書の45ページをご覧ください。

第1条では、消防長の資格について、政令で定める基準に従い定めたものでございまして、従前と同様の資格基準となっております。

第2条は、消防署長の資格でございますが、同様に従前の資格基準と変わることはございません。

附則といたしまして、この条例は、法改正の施行日と合わせまして、平成26年4月1日から施行するものです。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第8 議案第10号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただいま上程いただきました議案第10号「枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書46ページをお開き願います。

本議案につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、手数料の額の標準について見直しが行われることから、本条例の危険物施設の設置許可申請に係る手数料について改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

48ページをお開き願います。

別表第1 2の項中「指定数量の倍数が200を超える製造所及び一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査の手数料について、これまで9万1千円としていたものを、それぞれ9万2千円に改めるものでございます。

恐れ入りますが、47ページにお戻り願います。

附則としまして、施行期日を地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行日に合わせ、平成26年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第9 議案第11号 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただいま上程いただきました議案第11号「枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例の一部改正」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の50ページをお開きください。

本議案につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本案につきましては、年間を通じて安定した消防力を確保するため、定年退職制度を半期ごとの年2回から年度末の年1回にさせていただくものでございます。

これは、定年前早期退職や普通退職により職員数が減少してきている状況と、ここ数年、再任用職員の離職率が高く、当初見込んでいた人員を下回ってきていること等から、必要消防力を確保するために制度改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、議案書の51ページをご覧ください。

第2条中、「9月30日又は3月31日のいずれか早い日」を「3月31日」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日を平成26年4月1日とするものでございます。

なお、議案書の52ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第10 議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただいま上程いただきました議案第12号「枚方寝屋川消防組合消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の53ページをお開きください。

本議案につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本案につきましては、公益法人制度改革に伴い、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が平成20年12月に施行され、本消防組合消防職員の消防賞じゅつ金支給に関する事務の委任先である法人の名称が変更されましたことから改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、議案書の54ページをご覧ください。

第8条中、「財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会」を「一般財団法人大阪市町村消防財団」に改めるとともに、字句の整備を行うものでございまして、支給規定等につきましては、変更はございません。

附則といたしまして、施行日を平成26年4月1日とするものでございます。

なお、議案書の55ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第11 議案第13号 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（建築工事）請負変更契約の締結について、日程第12 議案第14号 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（電気設備工事）請負変更契約の締結について、日程第13 議案第15号 枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（機械設備工事）請負変更契約の締結についての3案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） ただいま一括上程いただきました議案第13号「枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（建築工事）請負変更契約の締結について」、議案第14号「枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（電気設備工事）請負変更契約の締結について」及び議案第15号「枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（機械設備工事）請負変更契約の締結について」の3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、議案書に基づきまして、変更契約締結の内容を順次ご説明申し上げます。56ページをお開き願います。

まず、議案第13号「枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（建築工事）請負変更契約の締結について」でございますが、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消費税法改正に伴い、平成26年4月1日から消費税率及び地

方消費税率が5%から8%へ引上げられることから、請負金額を10億8,055万5千円から11億1,142万8千円に変更をお願いするものでございます。

契約条項その他では、本契約の効力につきまして、枚方寝屋川消防組合議会の議決を経て生じるものとしております。

続きまして、57ページをご覧ください。

議案第14号「枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（電気設備工事）請負変更契約の締結について」でございますが、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消費税法改正に伴い、平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が5%から8%へ引上げられることから、請負金額を1億9,365万1,500円から1億9,918万4,400円に変更をお願いするものでございます。

契約条項その他では、本契約の効力につきまして、枚方寝屋川消防組合議会の議決を経て生じるものとしております。

続きまして、58ページをお開き願います。

議案第15号「枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事（機械設備工事）請負変更契約の締結について」でございますが、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消費税法改正に伴い、平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が5%から8%へ引上げられることから、請負金額を1億2,075万円から1億2,420万円に変更をお願いするものでございます。

契約条項その他では、本契約の効力につきまして、枚方寝屋川消防組合議会の議決を経て生じるものとしております。

以上の3議案につきまして、請負金額以外には変更はございません。

甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎菊雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎菊雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎菊雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより3案件それぞれについて、採決いたします。

まず議案第13号「枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事(建築工事) 請負変更契約の締結について」原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎菊雄君) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に議案第14号「枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事(電気設備工事) 請負変更契約の締結について」原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎菊雄君) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に議案第15号「枚方寝屋川消防組合 新消防本部庁舎建設工事(機械設備工事) 請負変更契約の締結について」原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎菊雄君) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第14 一般質問を行います。

一般質問については、田中議員、前田議員から通告がありましたので、順次質問を許します。初めに田中議員の質問を許します。

田中議員。

○7番(田中久子君) 一般質問の機会を得ましたので、消火困難地域について質問させていただきます。

2013年10月30日に、大阪府の有識者会議、南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会が、南海トラフ巨大地震マグニチュード9クラスの被害想定を発表されました。

南海トラフ被害想定についてです。被害想定は、府内で最大約13万4千人を超える死者、建物全壊は約17万9千棟とされています。

これは、一昨年に内閣府が発表した想定との13倍あまりで、浸水域は内閣府の数字と比べ、3倍以上になるとの想定を示しました。

地震の揺れによる建物倒壊で、死者数は、枚方市・寝屋川市共に各37人と想定されています。

巨大地震が冬の午後6時の場合、夕食の準備で火を使う家庭が多く、これによる火災が大きくなるとされています。

寝屋川市では、火災による死者数は34人、枚方市は1人。負傷者は寝屋川市609人、枚方市は0と想定されています。

この被害想定を受けて、対策を検討すべきではありませんか。お伺いします。

地震の揺れによる人的被害、建物被害については、計測震度が比較的大きく、1980年以前の木造建物が多い地域を中心に、被害が顕著となっています。

また、地震火災による人的被害、建物被害については、それらの地域において、不燃領域率が低く、延焼遮断帯のないエリア、いわゆる木造住宅密集市街地を中心に延焼が発生し、被害が拡大する傾向が明らかとなっています。

そのため大阪府は、木造住宅密集市街地については、2020年度までに地震時等に著しく危険な密集市街地を解消し、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を図ると共に、災害に強い都市構造を形成していくことを目指すべきであるとされていますが、それまで、住み慣れたまちで、人と人との繋がりや、個々の生活費など考慮し、住民がそのまちで住み続けられることを基本として進めることが重要です。

ミニタンク車等についてです。

大阪府内で地震時等に著しく危険な密集市街地は、7市11地区ありますが、寝屋川市では、密集市街地が、香里園、池田大利、萱島地域の3ヶ所とされています。

巨大地震時はもちろんですが、日常的にも、火災が起これば火災が広がりやすい地域とされています。

タンク車は、1,500リットルの水を積載していますが、密集市街地ではミニタンク車が出動し、少ない水量でも消火効果の大きい放水をするための器具を積んでいると聞きました。

ミニタンク車は900リットルの水を積載し、2～3分ほど消火活動できることや、消火栓の位置に関係なく、火点の直近へ行くと共に、後着隊に中継送水を要請、連絡し、そして、早く消火活動を行うことができると聞きましたが、寝屋川市内タンク車6台、既存の消火栓数で十分であると言えますか。

お聞きします。

密集市街地以外の消火困難地域についてです。

大規模災害時以外において、3ヶ所の密集市街地以外で、突き当たりが多い地域、狭隘な道路、新たに開発されて、スムーズに繋がっていない道路等、消火困難な地域を把握されていますか、お伺いします。

以上3点について質問します。

○議長（山崎菊雄君） 田中議員の質問が終わりました。答弁を求めます。古川警防部長。

○警防部長（古川逸郎君） 田中議員からのご質問に順次お答えいたします。

まず初めに、南海トラフ巨大地震発生に伴う被害想定を受けての対策についてお答えいたします。

現在、自主防災組織における自主防災訓練を通じて、初期消火・応急手当・救出救護等の訓練指導を行うとともに、防火・防災・減災等をテーマとした出前講座を実施し、広く市民への防災意識の高揚に取り組んでいます。

また、平成26年度には「防災のてびき」を両市の全戸に配布し、地域防災力の一層の向上を図って参ります。

一方、大規模地震時には、震災対応マニュアルに則り、大局的な判断を行い、消防力を効率的かつ効果的に投入すべき地域を「特定防ぎょ地区」や「重要防ぎょ地区」として指定し、消防力を集中投入し対応いたします。

次に、現有の消防車両や既存の消火栓数で充分であるかについてお答えいたします。

通常の火災時では、現有する消防車両や既存の消火栓で充足し、対応できております。大規模地震が発生し消火栓が使用できない場合につきましては、防火水槽や学校プール、河川等を水源として遠距離大量送水システムなどを活用することで火災防ぎょ体制を執ることとしております。

次に、狭隘な道路等が存在している地域の把握についてお答えいたします。

各署所ごとに管轄する区域における防火対象物や消火栓、そして狭隘な道路等、地域の状況調査等を、年間を通して実施していくことにより管内把握に努めているところです。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。田中議員。

○7番（田中久子君） 要望としておきます。

南海トラフ地震に伴う火災被害想定の方市と寝屋川市の大きな違いは、寝屋川市に密集市街地が3ヶ所もあるものによると考えます。

大規模地震時には、密集市街地への消防力を集中し対応していただきますように、強く求めておきます。

大規模地震では、その火災現地までたどり着けるかが問題です。そのような中で、遅くなったの到着でも、いかに早く消火や人命救助活動が行われることが求められます。

また、最近では、火災件数は少なくなっているとは言え、先日も寝屋川市の三井が丘の高齢者が亡くなっています。

高齢社会が進む中で、一人暮らしの高齢者が逃げ遅れることが危惧されます。

これまでも、本消防組合の皆さんは頑張っておられますが、より一層、より早い現地到着と、消火や人命活動を求めておきます。

地域を緻密に、そして状況を調査し、把握することや、チーム連携の下で、初期消火、応急手当、救急救護等の、より一層の訓練活動に励んでいただくように要望いたしまして終わります。

○議長（山崎菊雄君） これにて田中議員の質問を終結いたします。続きまして、前田議員の質問を許します。前田議員。

○13番（前田富枝君） 一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

全署所への救急車の配備について。来年度からの長尾・神田両出張所における5人体制での消防ポンプ車と救急車との兼務運用についてお伺いします。

毎年増え続ける救急需要への対応として、消防ポンプ車に加えて救急車を配備されることを市民の方は喜んでおられると思います。

しかし、実態は、5人体制での兼務運用であり、そのことを市民の方はご存知ありません。

5人体制では、消防ポンプ車を運用している時や訓練をはじめ消防業務・消防活動を実施しているときは、もちろん救急車は出動できません。

こういった運用を行うことについては、消防組合として様々な事情はあるとは思いますが、市民の安全と安心を確保していくためには、やはり5人の兼務体制ではなく、消防ポンプ車は5人、救急車は3人対応の計8人体制で運用するべきではないかと思えます。

消防組合の見解をお伺いします。

○議長（山崎菊雄君） 質問が終わりました。答弁を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） 長尾・神田両出張所の兼務運用についてお答え申し上げます。

市町村が目標とすべき消防力の整備水準を総務省消防庁が示した、いわゆる「消防力の整備指針」では、本消防組合の救急車の基準台数は、13台となりますが、本消防組合では、それぞれの状況に応じて、年々激増する救急需要に対応していくため、現在、15台の救急車により救急業務を運用しています。

一方、全国の大半の消防本部では、消防ポンプ車や救急車、化学車など複数の消防車両を兼務で運用されている状況です。

本消防組合では、火災件数は減少又は横ばいの状況である一方、救急件数は3万件を超え、増加の一途を辿っています。5分救急体制や救命率の向上を実現していくため、全署所に救急車を配備し、特に長尾、神田両出張所では、火災対応を主とした上で救急事案にも対応できるよう、5人体制で兼務運用していくものでございます。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。前田議員。

○13番（前田富枝君） 火災件数が減少、横ばいだからということではないと思います。

先月、氷室管内で家屋全焼の事案がありました。その時、氷室も兼務運用ですから、救急車を出動することができなかったのではないのでしょうか。

救急車の配備台数は、国が示す基準より上回っていて、救急行政に力を入れていることは理解できます。

しかしながら、救急需要が毎年増加する中、高齢化や疾病構造の変化、市民ニーズの多様化などにより今後も救急件数の増加が見込まれますし、救急車を呼んでから到着するまでの時間は、消防組合がめざす5分救急には程遠い状況ではないのでしょうか。

5人体制で消防と救急を運用して、果たしてその効果がどれだけのものなるのか疑問ですし、必ず検証が必要であると思います。

このことについて、消防長の見解をお伺いします。

○議長（山崎菊雄君） 前田議員の質問が終わりました。答弁を求めます。岡本消防長。

○消防長（岡本治康君） 前田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

長尾、神田両出張所での消防ポンプ車と救急車との5人体制による兼務運用につきましても、今後の救急需要等の推移を見極めながら、その運用効果を含めしっかりと検証してまいります。

○議長（山崎菊雄君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。前田議員。

○13番（前田富枝君） 消防長ありがとうございました。

3回目は要望とさせていただきます。

もちろん、この兼務体制については、今後、しっかりと検証していただかなくてはなりません。

しかし、市民目線から考えても、消防ポンプ車1台につき5人、救急車については3人の計8人の職員を固定化することで、「5分消防」「5分救急」の体制につながることは明らかであると思います。

今後も、このことにつきましては、検証結果も含めてお聞きさせていただきますので、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山崎菊雄君） これにて前田議員の質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

これをもちまして本日の定例会に付議されました案件は、すべて終わりました。

閉会に際し、管理者からのあいさつをお受けします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） 閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は年度末で何かとお忙しい中、ご提案申しあげました諸案件につき、慎重にご審議をいただき、いずれも、ご可決賜りましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

また、本日の議会で頂戴いたしました様々なご意見、ご提言につきましては、今後の消防行政の執行に十分に反映させて参りますので、よろしくお願い申し上げます。

議会の冒頭にお伝えいたしましたとおり、本消防組合がめざす「安全で安心して暮らせるまち」を実現していくために、平成26年度につきましても消防組合が一体となって、第3次将来構想計画に基づく様々な施策に取り組んでまいりますので、今後ともよろしくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山崎菊雄君） 管理者のあいさつが終わりました。

それでは高い席からではございますが、私からも閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は年度末の何かとお忙しい中、各議案について慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

この一年間、皆さまのご支援・ご協力と、石村副議長の支えをいただきまして、無事、議長の職務を全うすることができました事に心からお礼を申し上げます。

振り返りますと、この一年間は新消防本部庁舎建設に向けた契約問題や職員等の給与特例条例の制定など、難しい判断を求められたこともあり、3回の定例会に加えて、臨時会4回、全員協議会2回のほか、議会当日の議会運営委員会とは別に、日を改めて議会運営委員会を2回開催させていただく等、議員の皆さまには例年になく忙しい1年間であった事と存じます。改めて、心から感謝を申し上げます。

今後も引き続き、枚方市・寝屋川市合わせて65万人の市民の皆さんの安全と安心を守るために、消防組合に対する、一層のご支援とご協力をいただきますようお願いを申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午前11時41分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成26年3月28日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 山崎 菊雄

枚方寝屋川消防組合議会

議員 井川 晃一

枚方寝屋川消防組合議会

議員 藤田 幸久